日調連発第２９８号
令和６年１月５日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

令和６年能登半島地震に伴う当面の登記事務の取扱いについて（お知らせ）

標記について、法務省民事局民事第二課から別添１及び別添２のとおり情報提供がありましたので、貴会所属の会員に周知いただきますようお願いします。

機密性２　完全性２　可用性２

事　　務　　連　　絡
令 和 ６ 年 １ 月 ４ 日

法務局民事行政部首席登記官　殿
（不動産登記担当）
地 方 法 務 局 首 席 登 記 官　殿
（法人登記担当を除く。）

法務省民事局民事第二課　赤間補佐官

令和６年能登半島地震に伴う当面の登記事務の取扱いについて

標記取扱いについては、下記のとおりとしますので、事務処理に遺憾のないよう留意願います。

記

１　事前通知関係

被災地に住所を有する者に対する不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第２３条第１項の規定による通知について、不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）第７０条第８項に定める期間内に申出がされない場合であっても、当該通知に係る申請を直ちに却下することなく、当面処理を留保する等、柔軟な対応をするものとする。

なお、当該期間内に申出がされない場合において、当該期間を経過した後に通知書が返戻されたとき又は通知不能（配達不能を含む。）等により返戻されたときは、当課宛て連絡されたい。

２　添付情報

(1) 被災地の官公署等（登記所を含む。）が証明書等を発行することができない状況にあることが明らかである場合は、添付情報の不備を理由として直ちに当該登記の申請を却下することなく、相応の補正期間を設けるものとする。

なお、補正期間を経過しても返信等連絡がされない場合には、当課宛て

連絡されたい。

(2) 令和６年能登半島地震の影響によるやむを得ない事情があることが明らかな場合には、却下事由があるときであっても、直ちに却下することなく、当面処理を留保する等、柔軟な対応をするものとする。

なお、このような事案がある場合には、当課宛て連絡されたい。

３　その他

(1) 不動産登記手続において、オンライン又は送付の方法により通知したものについて、令和６年能登半島地震の影響により送信先の受信不能又は受領不能等により返戻されたと考えられる場合には、当課宛て連絡されたい。

(2) 不正登記防止申出において、申出人から、不動産登記事務取扱手続準則（平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号民事局長通達）第３５条第３項に規定する印鑑証明書等を提出することができない旨の申出があった場合には、当課宛て連絡されたい。

機密性１　完全性２　可用性２

事　　務　　連　　絡
令 和 ６ 年 １ 月 ４ 日

法務局民事行政部首席登記官（第一法人登記担当）　殿
法務局民事行政部首席登記官（第二法人登記担当）　殿
法務局民事行政部首席登記官（法人登記担当）　殿
地方法務局首席登記官（不動産登記担当を除く。）　殿

法務省民事局商事課　三井補佐官

令和６年能登半島地震に伴う当面の商業・法人登記事務の取扱いについて（事務連絡）

標記の取扱いについては、当面、下記のとおりとしますので、事務処理に遺憾のないよう留意願います。

記

１　登記の申請書の添付書面関係

(1) 令和６年能登半島地震の影響により、被災地の官公署等が証明書等を発行することができない状況にあることが明らかである場合には、登記の申請書の添付書面の不備を理由として直ちに当該登記の申請を却下することなく、相応の補正期間を設けるものとする。

なお、補正期間を経過しても返信等連絡がされない場合には、当課宛て連絡されたい。

(2) 令和６年能登半島地震の影響によるやむを得ない事情があることが明らかである場合には、却下事由があるときであっても、直ちに却下することなく、当面処理を保留する等、柔軟な対応をするものとする。

２　印鑑の証明書等関係

被災地に本店若しくは主たる事務所又は代表者の住所を有する会社・法人等（以下「被災会社・法人等」という。）について、令和６年能登半島地震により、印鑑カード又は登記所に提出している印鑑を紛失し、かつ、市町村長からその作成に係る印鑑証明書の交付を受けることができないため、当該

印鑑の改印（令和３年１月２９日付け法務省民商第１１号民事局長通達別添第２の２）、印鑑カードの廃止の届出若しくは交付の請求又は印鑑の証明書の交付の請求をすることができない旨の申出があった場合には、マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付きの官公署の発行した身分証明書により、印鑑を提出している者と同一人と確認することができる場合には、印鑑の改印、印鑑カードの廃止の届出若しくは交付の請求又は印鑑の証明書の交付の請求に応じて差し支えないものとする。

なお、当該事案が生じた場合には、当課宛て報告されたい。

３　不正登記防止申出関係

被災会社・法人等について、商業登記等事務取扱手続準則（平成１７年３月２日付け法務省民商第５００号民事局長通達。以下「準則」という。）第４７条第１項第２号に規定する不正登記防止申出をしようとする者（代理人を含む。）から、令和６年能登半島地震により、登記所に提出している印鑑を紛失し、かつ、市町村長からその作成に係る印鑑証明書の交付を受けることができないため、準則第４９条第３項に規定する登記所に提出している印鑑を押印することができない、又は当該印鑑証明書を添付することができない旨の申出があった場合にも、上記２と同様とする。

４　その他

１から３までのほか、商業・法人登記事務の取扱いについて疑義等が生じた場合には、当課宛て連絡されたい。